平成26年12月8日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年12月8日(月) 午前9時02分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番 志村 忠昭 2番 塩野 拓二 3番 金井 浩三 4番 村井 保夫 隅岡 美子 5番 6番 村岡 清邦 小川 保 古川 幸義 7番 8番 9番 村井 勉 尾崎 忠義 10番 渡邉美喜子 12番 庄野 克宏 11番 13番 門 瀧雄 14番 佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町		長	丸尾	幸雄
副	町	長	河西	浩一
教	育	長	田尾	勝
会計管理者			松下	義夫
町長公室長			高嶋	好弘
総務課長			石原	光弘
政策企画課長			岡部	登
税務課長			中川	隆弘
住民課長			矢野	修司
福祉保健課長			山下	俊和
福祉保健課主幹			氏家	幸子
環境	課長		中野	弘之
建設課長			島田	和博
産業課長			神原	宏一
消防長			前原	成俊
上下	水道	課長	河田	数明
教育	課長		岡	敦憲

1、議会事務局職員

 事務局長
 宮武
 孝利

 書
 記
 宮本
 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時02分

議長(志村 忠昭)

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして誠に ありがとうございます。

ただ今より、平成26年第4回多度津町議会定例会を開催いたします。 開会に先立ちまして、町長より挨拶があります。

町長(丸尾 幸雄)

おはようございます。

最近は、大変厳しい寒気の南下によりまして随分と寒い日が続いておりますけども、今日は12月定例会に全員の議員の皆様にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

今日から12月議会を開催させていただきますが、議案は23議案あります。

どうか十分にご審議をいただきますよう、お願いを申しあげて開会に 際してのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成26年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番塩野拓二君、8番古川幸義君を指 名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

門議員。

議会運営委員会委員長(門 瀧雄)

会期につきましては、本日より16日の間とし、内容につきましては、議長の方からお願い致します。

議長(志村 忠昭)

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より12月16日までの9日間とし、日程については、12月8日月曜日提案説明、9日火曜日休会、10日水曜日一般質問、11日木曜日総務教育常任

委員会及び建設産業民生常任委員会、その後全員協議会、12日金曜日 各常任委員会の予備日とします。

並びに、全員協議会の予備日及び行財政改革特別委員会を開催します。

13日土曜日から15日月曜日休会、16日火曜日議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月16日までの9日間とし、先に言いました日程によることに決定を致しました。

日程第3、諸般の報告をおこないます。

まず、議長報告でありますが、本日までに受理した請願は2件で、お手元に配付した請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告をします。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、去る11月7日に開催されました、第55回四国地区町村議会議長会研修会におきまして、佐々木勇君に、20年在籍の自治功労者として四国地区町村議会議長会より表彰をされました。

ここにご報告を申し上げるとともに、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思います。

佐々木勇君、前のほうへお進みください。

表彰状

香川県多度津町議会副議長 佐々木勇殿

あなたは町村議会議員として20年の永きにわたり地方自治の振興発展 に寄与せられその功績はまことに顕著であります

よってここに表彰します

平成26年11月7日

四国地区町村議会議長会 会長 村田 秀作

(拍 手)

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、専決処分の承認について(平成26年度多度津町 一般会計補正予算(第3号))を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長(石原 光弘)

おはようございます。それでは、議案第1号 専決処分の承認ついて、提案説明を申し上げます。

平成26年11月21日に、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、 平成26年度多度津町一般会計補正予算(第3号)の専決処分をいたし ましたので、同条第3項の規程により、12月定例議会におきまして報 告をし、議会の議決を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、去る11月21日に衆議院が解散され、12月14日に衆議院選挙が行なわれることに伴い、一般会計の補正 予算でございます。

3ページをお開き下さい。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額100億6,877万1,000円に、歳入歳出それぞれ1,443万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,320万9,000円とする補正でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。

12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款2. 総務費でございますが、補正前の額、13億7,837万7千円に、1,443万8,000円を増額し、13億9,281万5,000円に改めるもので、内訳といたしましては、項4. 選挙費の目3. 選挙費を、1,443万8,000円増額して補正後の額を、4,549万8,000円に改めるものでございます。

選挙費の内訳といたしましては、報酬で92万円、職員手当等で620万円、賃金33万7,000円、報償費で5万4,000円、旅費で10万3,000円、需用費で167万3,000円、役務費で160万7,000円、委託料で165万円、使用料及び賃借料で19万4,000円、備品購入費で170万円でございます。次に歳入でありますが、10ページをお開き下さい。

この補正予算にかかる歳入といたしましては、款9. 県支出金を補正前の額、5億9,518万4,000円に、1,443万8,000円を増額して、6億962万2,000円に改めるものでございます。内訳といたしましては、項3. 県委託金の目1. 総務費県委託金を1,443万8千円増額し、補正後の額を、6,468万2,000円にするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第1号の提案説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長(高嶋 好弘)

おはようございます。

議案第2号から議案第5号までの4議案につきましては、関連がありま すことから、一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例(案)の制定についての提案説明を申し上 げます。

国においては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議会議員の期末手当の 支給月数の改正を行うため、本条例(案)を提出するものでございま す。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させて頂きます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第5条 第2項中「100分の150」を「100分の165」に改めようとするものでご ざいます。

この改正は、6月期と12月期あわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が既に支給済のため、12月期の1回で改正を行うものでござ

います。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.50月を0.15月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期を0.05月と12月期を0.10月の2回で、0.15月引き上げようと改正するもので、第5条第2項中6月1日に在職するもの「100分の140」を、6月1日に在職するもの「100分の145」に改め、併せて、12月1日に在職するもの「100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用するものです。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

続きまして、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費 に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についての提案説明 を申し上げます。

議案第2号と同様に、国においては、本年8月に出された人事院勧告ど おり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案 が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例(案)を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させて頂きます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第4条 第2項中「100分の150」を「100分の165」に改めようとするものでご ざいます。

この改正は、6月期と12月期あわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が既に支給済のため、12月期の1回で改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.50月を0.15月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期を0.05月と12月期を0.10月の2回で、0.15月引き上げようと改正するもので、第4条第2項中6月1日に在職するもの「100分の140」を、6月1日に在職するもの「100分の145」に改め、併せて、12月1日に在職するもの「100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与 及び旅費に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用するもの です。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改 正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の 規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

続きまして、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についての提案説明 を申し上げます。

議案第2号及び議案第3号と同様に、国においては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、教育長の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例(案)を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させて頂きます。

まず、2ページをご覧ください。

改正条例の第1条関係でございますが、期末手当に関する条文の第4条第2項中「100分の150」を「100分の165」に改めようとするものでございます。

この改正は、6月期と12月期あわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が既に支給済のため、12月期の1回で改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

改正条例第2条関係でございますが、先の1条関係におきまして、12月期の1.50月を0.15月引き上げ、1.65月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期を0.05月と12月期を0.10月の2回で、0.15月引き上げようと改正するもので、第4条第2項中6月1日に在職するもの「100分の140」を、6月1日に在職するもの「100分の145」に改め、併せて、12月1日在職するもの「100分の160」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用するもの です。

附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改 正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の 規定による期末手当の内払とみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例(案)の制定についての提案説明を申し上げます。

国においては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経て、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議案第2号から議案第4号までと同様に、人事院勧告を尊重し、一般職の給料表の改定、勤勉手当の支給月数を改ためるため、本条例(案)を提出するものでございます。

今回の人事院勧告では、公務員と民間企業との平成26年4月分の給与 状況を調査した上で、主な給与の決定要素である役職段階、勤務地 域、学歴、年齢を比較し、また、特別給(ボーナス)は、昨年8月か ら本年7月までの1年間の民間の支給実績と公務員の年間の支給月数の 調査結果を踏まえ、勧告を行ったところでございます。

月例給においては、民間企業との較差は、1,090円で、勧告率は、 0.27%の引き上げでございます。

特別給(ボーナス)は、民間の平均水準に合わせるため、支給月数3.95月から0.15月引き上げて、4.10月とするものでございます。

それでは、本条例の改正内容についてご説明を申し上げます。

まず、1ページの第1条関係ですが、8ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表をご覧ください。 勤勉手当の改正でございます。

第20条第2項第1号中、前項の職員のうち再任用職員以外の職員で勤勉 手当の基礎額に乗ずる割合の「100分の67.5」を「100分の82.5」に、 同第2号中、前項の職員のうち再任用職員で勤勉手当基礎額に乗じる 割合を「100分の32.5」を「100分の37.5」に改めるものでございま す。

同第1号の改正は、6月期と12月期をあわせて、0.15月引き上げるものですが、6月期が、既に支給済みのため、12月期の1回で、また、同第2号の改正は、6月期と12月期をあわせて、0.05月引き上げるものですが、6月期が、既に支給済みのため、12月期の1回で勤勉手当において、改正を行うものでございます。

次に給料表の改正で、1ページから6ページにあります、別表第1(第3条関係)の給料表に改めるものでございます。

9ページから14ページに別表第1 (第3条関係) の新旧対照表をお示し致しております。

再任用職員以外の職員につきましては、1級の1号給から93号給まで、2級の1号給から125号給まで、3級の1号給から99号給まで、4級の1号給から83号給まで、5級の1号給から75号給まで、6級の1号給から67号給まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ、200円から2,000円の引き上げとなっています。

続きまして、6ページ、第2条の関係です。

15ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表をご覧ください。

この改正は、第20条第2項第1号の前項の職員のうち再任用職員以外の職員でございますが、先の第1条におきまして、12月期の0.675月を0.15月引き上げ、0.825月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期と12月期の2回で0.15月引き上げるもので、6月期の0.675月を0.075月引き上げ、0.75月とし、12月期の0.825月を0.075月引き下げ、それぞれ、0.75月に、改正するもので、第20条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、第2号の前項の職員のうち再任用職員でございますが、先の第1条におきまして、12月期の0.325月を0.05月引き上げ、0.375月とする改定でしたが、平成27年度より、6月期と12月期の2回で0.05月引き上げるもので、6月期の

0.325月を0.025月引き上げ、0.35月とし、12月期の0.375月を0.025月引き下げ、それぞれ、0.35月に、改正するもので、第20条第2項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改めるものでございます。 6ページにお戻りください。

附則としまして、附則第1項において、この条例中第1条の規定は公布 の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項第1号及び同項第2号の規定は平成26年12月1日から適用し、別表第1(第3条関係)の規定は平成26年4月1日から適用するものです。

附則第3項は、平成26年4月1日前の異動者の号給の調整についての規 定でございます。

附則第4項では、給与の内払いについての規定で、改正前の支給され た給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものと 定めています。

附則第5項では、この条例は平成26年12月1日から現在の在職者に限り 適用するものです。

次に、附則第6項では、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に 関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第2号から議案第5号までの4議案 を一括して提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例 (案)の制定について、議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一 部を改正する条例(案)の制定について、提案説明の都合上、一括議 題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長(石原 光弘)

それでは、議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例(案)の制定について、及び議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例(案)の制定について、を一括して提案を説明申し上げます。

今回の改正は、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたこ

とにより、「多度津町防災会議条例」及び「多度津町災害対策本部条例」の一部を改正しようとするものでございます。

災害対策基本法では、災害対策の強化を図ることを目的として、平時 と災害時における役割を踏まえ、防災会議と災害対策本部の所掌事務 の見直し・明確化が行われました。

それを受けての改正でございます。

先ず、「議案第6号、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例 (案)の制定について」提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、多度津町防災会議条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお開き下さい。

第1条は、項ずれしたことによる整備で、「第16条第5項」を「第16条第6項」に改め、第2条は、本文中の「の各号」を削り、第2号で「町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」を「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、第3号の前に、「第3号 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を加え、第3号を第4号に改め、「前各号」とあるのを「前3号」と改め、第3条第5項では、本文中の「の各号」を削り、4ページをお開き下さい。

第7号の次に、第8号「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」及び第9号「町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者」を追加し、第7項で、第5項第7号の次に「及び第8号」を加えるものでございます。 1ページをお開き下さい。

なお、附則といたしまして、施行期日として「この条例は、公布の日から施行する。」。

経過措置として、「この条例による改正後の多度津町防災会議条例第3条第5項第8号の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までとする。」とするものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第6号の提案説明といたします。

続きまして、「議案第7号、多度津町災害対策本部条例の一部を改正 する条例(案)の制定について」提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開き下さい。

第1条中、「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改め、多度津町災害対策本部の次に、「(以下「災害対策本部」という。)」を加えるものでございます。

1ページにお開き下さい。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」 とするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第6号及び議案第7号の提案 説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 矢野君。

住民課長 (矢野 修司)

おはようございます。

議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案) の制定についての、提案説明を申し上げます。

社会保障審議会医療部会において産科医療保障制度の掛け金の額の 見直しが決定されたことを受けまして、健康保険法第101条の政令で 定める金額として同法施行令第36条に規定する金額の改正が行われ ました。

また併せて同条に規定しております「保険者が定める金額」についても改正が必要となりました。

この額につきましては本条例に額の規定があるため、国の基準に合わせて条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。 2ページをお願いいたします。

第6条第1項におきまして出産育児一時金の額を現行の「39万円」から「40万4,000円」に改めるものでございます。

この額の改正に併せて、「保険者が定める金額」につき、産科医療補 償制度の掛け金が「3万円」から「1万6,000円」に引き下げられるこ とに伴い、基準額を引き下げるものでございます。

1ページにお戻りください。

附則として、施行期日について、「この条例は、平成27年1月1日から

施行する。」と規定し、経過措置として、「施行日前の出産に係る被保険者の出産育児一時金の額についてはなお従前の例による。」と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第9号、平成26年度多度津町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長(石原 光弘)

それでは、議案第9号、平成26年度多度津町一般会計補正予算(第4号)について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額、100億8,320万9,000円に、歳入歳 出それぞれ、6億3,179万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ、107億1,500万円とするものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、社会 福祉費、土木管理費、消防費などで、減額補正の主なものは、総務管 理費、幼稚園費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、基金繰入金、繰越金、町 債などでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。

5ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正で、追加で、事項は、多度津町ごみ収集 運搬業務委託料で、期間は、平成27年度から平成28年度、限度額は、 2,200万円でございます。

次に、第3条、地方債の補正でございます。

6ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正でございます。

それぞれの限度額の補正で、道路整備事業を、1億1,240万円に、消防施設整備事業を、2億5,980万円に、それぞれ増額補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。

28ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1、議会費は、92万1,000円の増額補正により、1億1,813万1,000円に改めるものです。

項1. 議会費の目1. 議会費で、92万1,000円の増額です。

30ページをお開き下さい。

款2、総務費は、36万2,000円の増額補正により、13億9,317万7,000円 に改めるものです。

項1. 総務管理費は、59万5,000円を減額し、内訳として、目1. 一般管理費で、449万9,000円の増額。

- 目5. 財産管理費で、216万円の減額。
- 目6. 企画費で、317万1,000円の減額。
- 目8. 出張所費で、7万8,000円の増額。
- 目10. 交通安全対策費で、15万9,000円の増額。
- 項2. 徴税費は、7万1,000円を減額し、内訳として、32ページをお開き下さい。
- 目1. 税務総務費で、7万1,000円の減額。
- 項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費で、84万5,000円の増額。
- 項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費で、11万8,000円の増額。
- 項6. 監査委員費の目1. 監査委員費で、6万5,000円の増額です。

34ページをお開き下さい。

款3、民生費は、1億474万4,000円の増額補正により、28億1,362万 2,000円に改めるものです。

項1. 社会福祉費で、5,911万7,000円を増額し、内訳として、目1. 社会福祉総務費で、1,273万5,000円の増額。

- 目2. 国民年金費で、16万2,000円の増額。
- 目3. 老人福祉費で、78万2,000円の増額。
- 目6. 社会福祉施設事業費で、43万円の増額。
- 目7. 障害者福祉費で、4,500万8,000円の増額。
- 項2. 児童福祉費で、4,562万7,000円を増額し、内訳として、目1. 児童福祉費で、6万8,000円の増額。

36ページをお開き下さい。

目2. 児童保育費で、4,555万9,000円の増額です。

38ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、853万8,000円の増額補正により、

6億2,993万1,000円に改めるものです。

項1. 保健衛生費は、452万6,000円を増額し、内訳として、目1. 保健衛生総務費で、211万円の増額。

目2. 予防費で、223万円の増額。

目5. 環境保全費で、18万6,000円の増額。

項2. 清掃費は、401万2,000円を増額し、内訳として、目1. 清掃総務費で、38万5,000円の増額。

目2. し尿処理費で、270万6,000円の増額。

目3. じん芥処理費で、92万1,000円の増額です。

40ページをお開き下さい。

款6、農林水産業費は、1,148万5,000円の増額補正により、

2億905万5,000円に改めるものです。

項1. 農業費は、1,211万5,000円を増額し、内訳として、目1. 農業委員会費で、189万7,000円の増額。

目2. 農業総務費で、48万円の増額。

目3. 農業振興費で、456万円の増額。

目4. 農地費で、263万8,000円の増額。

目5. 地籍調査費で、254万円の増額。

項1. 水産業費は、63万円を減額し、内訳として、目1. 水産業振興費で、5万円の増額。

42ページをお開き下さい。

目2. 漁港建設費で、68万円の減額です。

44ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、981万7,000円を増額補正し、9,790万4,000円に改めるものです。

項1. 商工費は、981万7,000円を増額し、内訳として、目1. 商工総務費で、966万7,000円の増額。

目3. 観光費で、15万円の増額です。

46ページをお開き下さい。

款8、土木費は、2億1,074万5,000円の増額補正により、9億7,712万6,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費の目1. 土木総務費で、1億8,422万5,000円の増額。

項2. 道路橋梁費は、1,900万円を増額し、内訳として、目3. 道路新設改良舗装費で、1,700万円の増額。

目4. 交通安全施設整備費で、200万円の増額。

項3. 河川費の目3. 施設管理費で、523万円の増額、

項5. 住宅費の目1. 住宅管理費で、229万円の増額です。

48ページをお開き下さい。

款9、消防費は、2億7,630万3,000円の増額補正により、6億3,837万4,000円に改めるものです。

項1. 消防費は、2億7,630万3,000円を増額し、内訳として、目1. 常備消防費で、197万8,000円の増額。

目2. 非常備消防費で、54万2,000円の減額。

目3. 消防施設費で、556万7,000円の増額。

目4. 防災費で、2億6,930万円の増額です。

50ページをお開き下さい。

款10、教育費は、887万6,000円の増額補正により、28億1,889万3,000円に改めるものです。

項1. 教育総務費は、36万8,000円を増額し、内訳として、目1. 教育委員会費で、12万6,000円の増額。

目2. 事務局費で、24万2,000円の増額。

項2. 小学校費の目1. 学校管理費で、23万2,000円の増額。

項3. 中学校費は、150万7,000円を増額し、内訳として、目1. 学校管理費で、7万8,000円の増額。

目2. 教育振興費で、77万9,000円の増額。

目3. 学校建設費で、65万円の増額。

項4. 幼稚園費の目1、幼稚園費で、96万5,000円の減額。

項5. 社会教育費の目1、社会教育総務費で、297万7,000円の増額。 52ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費は、475万7,000円を増額し、内訳として、目2、学校 給食共同調理場費で、292万1,000円の増額。

目3. 体育施設費で、183万6,000円の増額であります。

次に、歳入について説明いたします。

12ページをお開き下さい。

款6、分担金及び負担金は、26万円の増額補正により、1億3,034万9,000円に改めるものです。

項1. 分担金の、目1. 農林水産業費分担金で、26万円の増額です。 14ページをお開き下さい。

款8、国庫支出金は、2,654万4,000円の増額補正により、11億9,843万2,000円に改めるものです。

項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金で、2,527万6,000円の増額。

項2. 国庫補助金は、126万8,000円を増額し、内訳として、目1. 総務

費国庫補助金で、98万1,000円の増額。

目3. 民生費国庫補助金で、28万7,000円の増額。

16ページをお開き下さい。

款9、県支出金は、3,139万8,000円の増額補正により、6億4,102万円 に改めるものです。

項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金で、1,263万8,000円の増額。

項2. 県補助金は、1,871万円を増額し、内訳として、目1. 総務費県補助金で、950万円の増額。

目2. 民生費県補助金で、173万8,000円の減額。

目4. 農林水産業費県補助金で、419万8,000円の増額。

目7. 消防費県補助金で、675万円の増額。

項3. 県委託金の目6. 教育費県委託金で、5万円の増額です。

18ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、9万9,000円の増額補正により、158万8,000円に改めるものです。

項1. 寄附金の目1. 寄附金で、9万9,000円の増額です。

20ページをお開き下さい。

款12、繰入金は、4,138万2,000円の増額補正により、10億4,846万9,000円に改めるものです。

項2. 基金繰入金の目2. 財政調整基金繰入金で、4,138万2,000円の増額です。

22ページをお開き下さい。

款13、繰越金は、2億5,675万8,000円の増額補正により、2億5,723万3,000円に改めるものです。

項1. 繰越金の目1. 繰越金で、2億5,675万8,000円の増額です。

24ページをお開き下さい。

款14、諸収入は、25万円の増額補正により、1億7,140万6,000円に改めるものです。

項4. 雑入の目4. 雑入で、25万円の増額です。

26ページをお開き下さい。

款15、町債は、2億7,510万円の増額補正により、22億5,537万9,000円 に改めるものです。

項1. 町債は、2億7,510万円を増額し、内訳として、目3. 土木債で、1,530万円の増額、目4. 消防債で、2億5,980万円の増額であります。 以上によりまして、歳入歳出予算の総額、100億8,320万9,000円を、107億1,500万円に改めるものでございます。 以上、簡単な説明ではございますが、議案第9号の提案説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第10号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)について、議案第11号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 矢野君。

住民課長 (矢野 修司)

議案第10号及び議案第11号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第10号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)についての提案説明を申し上げます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額28億1,022万3,000円に、歳入歳 出それぞれ2,813万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ28億3,835万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、 ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

国10ページをお願いします。

款1、総務費は、23万円増額し、4,439万9,000円とするもので、項1. 総務管理費の人件費等の増額によるものでございます。

款2、保険給付費は、2,752万円増額し19億2,733万4,000円とするものでございます。

これまでの給付実績及び今後の予測から、項1. 一般被保険者療養諸費2,500万円、項6. 出産育児諸費252万円を、それぞれ増額するものでございます。

款11、諸支出金は、38万1,000円増額し、2,805万4,000円とするもので、項2. 繰出金、目1. 直営診療所会計繰出金を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお願いいたします。

款2、国庫支出金は、18万2,000円増額し、5億2,355万4,000円とする もので、項2. 国庫補助金、目2. 特別調整交付金の増額によるもので ございます。

款8、繰入金は、210万9,000円増額し、1億9,558万7,000円とするもので、項1. 他会計繰入金の増額によるものでございます。

内訳は、歳出の直営診療所会計繰出金の増額に伴います、目1. 一般会計繰入金19万9,000円の増額、歳出の総務費の増額に伴います、目2. 職員給与費等繰入金、23万円の増額、歳出の出産育児一時金の増額に伴います、目3、出産育児一時金等繰入金168万円の増額でございます。

款9、繰越金は、2,584万円増額し、3,900万2,000円とするもので、前年度からの繰越金の予算計上でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2,813万1,000円を増額し、歳入歳出予 算の総額を、28億3,835万4,000円とするものでございます。

次に、議案第11号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)についての提案説明を申し上げます。

直1ページをお願いいたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,525万4,000円に、歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,573万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

直10ページをお願いいたします。

款1、総務費、項1. 施設管理費は、34万7,000円の増額により、 1,858万1,000円とするものでございます。

内訳は、目1. 一般管理費の人件費等9万4,000円、役務費9万7,000円、委託料15万6,000円の増額でございます。

款2、医業費、項1. 医療諸費は、13万円の増額により、704万9,000円とするもので、目1. 医療用機械器具費の委託料を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いいたします。

款3、繰入金は、38万1,000円増額し、1,130万9,000円とするものでご ざいます。

歳出の増額に伴いまして、国保会計からの繰入金を増額するものでご

ざいます。

款7、県支出金、項1. 県補助金は、9万6,000円を新たに予算計上する ものでございます。

歳出の総務費の役務費について、香川県からの「へき地・離島診療システム補助金」により購入したi-Padの通信料の部分についても全額補助が受けられるため、計上するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ47万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,573万1,000円とするものでございます。

まことに簡単ではございますが、議案第10号及び議案第11号について、一括して提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第12号、平成26年度多度津町特別会計公共下水道補正 予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長(河田 数明)

おはようございます。

議案第12号、平成26年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第 1号)について、提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で示してありますように、既定の歳入歳出予算の総額8億8,957万3,000円から、歳入歳出それぞれ634万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億8,322万6,000円に改めようとするものでございます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳出は、総務費と下水道費 の減額補正でございます。

一方、歳入は、町債と使用料及び手数料の減額補正、繰入金の増額補 正でございます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

下4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。

補正内容といたしましては、限度額の減額補正で、2億2,610万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただ

きます。

まず始めに歳出でございますが、下12ページをお開き下さい。

款1、総務費につきましては、217万5,000円減額し、1億5,331万3,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、項1. 総務管理費で2万円の増額、項2. 業務管理費で219万5,000円の減額でございます。

これは主に人件費と委託料の減額補正でございます。

款2、下水道費につきましては、417万2,000円減額し、4,248万3,000円に改めようとするものでございます。

これは主に人件費と工事請負費の減額補正でございます。

続きまして、歳入について、説明をいたしますので、下10ページをお 開き下さい。

款2. 使用料及び手数料につきましては、896万円減額し、2億8,370万 2,000円に改めようとするものでございます。

これは、町民の節水意識の向上と、大口使用者の使用水量が減少したことによる、現年度分の使用料の減額補正でございます。

款4、県支出金につきましては、13万9,000円増額し、14万円に改めようとするものでございます。

これは、下水道台帳の整備費用に対する公社補助金が確定したことによる増額補正でございます。

款5、繰入金につきましては、1億8,337万3,000円増額し、3億4,645万6,000円に改めようとするものでございます。

款6、繰越金につきましては、2,220万1,000円増額し、2,220万 2,000円に改めようとするものでございます。

これは前年度繰越金が確定したことによる増額補正でございます。

款8、町債につきましては、2億310万円減額し、2億2,610万円に改め ようとするものでございます。

これは下水道事業債及び、資本費平準化債の額が確定したことによる減額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額8億8,957万3,000円を、8億8,322万6,000円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第12号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は、10時25分に再開したいと思います。

休憩 午前10時05分

再開 午後10時25分

議長(志村 忠昭)

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11、議案第13号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補 正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長(山下 俊和)

議案第13号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算 (第2号) について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額20億8,476万2,000円に、歳入歳出、それぞれ162万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ20億8,638万4,000円にしようとするものです。

この度の補正は、歳出の総務管理費と介護認定審査会費の増額に対し 歳入の一般会計繰入金の増額、並びに歳出の保健福祉事業と償還金及 び還付加算金の増額に対し歳入の基金繰入金の増額をしようとするも のです。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご 説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1、総務費は、78万2,000円の増額補正により、5,704万9,000円にしようとするもので、項1. 総務管理費の人件費、23万2,000円、及び項3. 介護認定審査会費の賃金55万の増額によるものです。

款4、保健福祉事業は、69万円の増額補正により、818万4,000円にしようとするもので、食の自立支援事業の増額によるものです。

款8、諸支出金は、15万円の増額補正により、2,183万9,000円にしようとするもので、還付金の増額によるものです。

次に、「歳入」について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。

款8、繰入金は、162万2,000円の増額補正により、3億3,769万8,000円

にしようとするもので、項1. 一般会計繰入金、78万2,000円、及び項 2. 基金繰入金、84万円の増額によるものです。

以上で、議案第13号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正 予算(第2号)についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第14号、平成26年度多度津町水道事業会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長(河田 数明)

議案第14号、平成26年度多度津町水道事業会計補正予算(第2号)の 提案説明を申しあげます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は消費税込みとなっております。

それでは、補正予算書1ページをお開きください。

第2条で、平成26年度多度津町水道事業会計予算第3条に定めた収益的 収入及び支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

収入の部、第1款、水道事業収益につきましては、1,884万1,000円減額し、7億6,663万9,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業収益を同額補正するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

平成26年度多度津町水道事業会計予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして、説明をさせて頂きます。

収入欄をご覧ください。款1、水道事業収益、項1. 営業収益、目1. 給水収益につきましては、1,899万7,000円を減額するものでございます。

これは主に、上半期実績により年間予想配水量を見直したことによるものでございます。

目3. その他営業収益につきましては、15万6,000円を増額するもので ございます。

これは主に、上半期実績により、開始及び竣工検査手数料を増額するものでございます。

再度1ページをご覧ください。

支出の部、第1款、水道事業費用につきましては、1,732万5,000円を 減額し、7億5,425万6,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業費用で1,587万2,000円の減額、第2項. 営業外費用で145万3,000円の減額でございます。

再度2ページの支出欄をご覧ください。

款1、水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費につきましては、1,681万7,000円を減額するものでございます。

これは主に、上半期実績浄水量の減少により、平渕浄水場の設備修繕費及び、下水道放流費を減額するものでございます。

目2. 配水及び給水費につきましては、70万2,000円を増額するものでございます。

これは主に、人事異動に伴います給与費の増額及び、配水施設の修繕費を増額するものでございます。

目3. 受託工事費につきましては、12万5,000円を増額するものでございます。

これは主に、給与費を増額するものでございます。

目4. 業務費につきましては、53万9,000円を増額するものでございます。

これは主に、人事異動に伴いまして給与費を増額するものでございます。

目5. 総係費につきましては、122万7,000円を減額するものでございます。

これは主に、建物火災保険の契約内容見直しにより、保険料を減額するものでございます。

目7. 資産減耗費につきましては、86万6,000円を増額するものでございます。

これは、貯蔵品の実地たな卸しに伴いまして、たな卸資産の減耗費を増額するものでございます。

目8. その他営業費用につきましては、6万円を減額するものでございます。

これは、上半期実績により、材料売却原価を減額するものでございます。

項2. 営業外費用、目1. 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、170万2,000円を減額するものでございます。

これは、借入企業債の利率確定に伴いまして、企業債利息を減額するものでございます。

目2. 消費税及び地方消費税につきましては、24万9,000円を増額するものでございます。

これは、今回の補正をうけまして、予定納付消費税額を増額するものでございます。

水道事業収益的収入および支出の明細につきましては、12ページから 13ページに記載しておりますので、ご覧頂きたいと思います。

再度1ページをご覧ください。

第3条に記載しておりますように、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,392万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,461万4,000円、当年度損益勘定留保資金2億3,930万6,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,436万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,461万4,000円、当年度損益勘定留保資金1億8,184万9,000円、減債積立金380万円、建設改良積立金4,319万7,000円、繰越利益剰余金1,090万4,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

第1款、資本的支出につきましては、44万4,000円増額し、3億9,846万円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第2項.企業債償還金を同額補正するものでございます。

再度2ページの資本的収入及び支出の支出欄をご覧ください。

款1、資本的支出、項2.企業債償還金、目1.企業債償還金につきましては、44万4,000円を増額するものでございます。

これは主に、借入企業債の利率確定に伴いまして、企業債支払元本を増額するものでございます。

資本的支出明細につきましては14ページに記載しておりますので、ご 覧頂きたいと思います。

再度1ページをご覧ください。

第4条予算第8条に定めた (1)職員給与費を126万7,000円増額し、 8,296万7,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、4ページから8ページに記載しておりますので、ご覧頂きたいと思います。

次に、3ページをお開きください。

この度の補正によりまして、予定キャッシュフロー計算書及び、予定 損益計算書並びに、予定貸借対照表が変わりますので、説明をさせて いただきます。

平成26年度より、作成が義務付けられております多度津町水道事業予 定キャッシュフロー計算書の内容につきましては、ご覧のとおりとな っております。

次に、9ページをお開きください。

平成26年度、多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は、6億3,560万3,000円、2. 営業費用は、6億5,531万 1,000円ですので、営業損失は、1,970万8,000円の予定でございま す。

- 3. 営業外収益は、7,964万2,000円、4. 営業外費用は、5,533万1,000円ですので、経常利益は、460万3,000円の予定でございます。
- 5. 特別損失は、483万3,000円、6. 予備費は、185万1,000円ですので、当年度純損失は、208万1,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は、5億8,789万円、その他未処分利益剰余金変動額は、7,283万7,000円ですので、当年度未処分利益剰余金は、6億5,864万6,000円の予定でございます。

次に、10ページをご覧ください。

平成26年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は、71億105万3,000円、2. 流動資産合計は、6億8,292万5,000円ですので、資産合計は、77億8,397万8,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は、30億2,541万5,000円、4. 流動負債合計は、3億3,766万2,000円、11ページをお開きください。

5. 繰延収益合計は、18億9,857万1,000円ですので、負債合計は、52億6,164万8,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は、18億4,298万8,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は、2,069万6,000円、利益剰余金合計は、6億5,864万6,000円ですので、剰余金合計は、6億7,934万2,000円の予定でございます。

従いまして資本合計は、25億2,233万円、負債・資本合計は、77億 8,397万8,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第14号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第15号、工事請負変更契約の締結について(平成26年度多度津町消防新庁舎建設工事)、議案第16号、工事請負変更契約の締結について(平成25・26年度多度津町立多度津中学校改築工事)、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長島田君。

建設課長(島田 和博)

議案第15号及び第16号、工事請負変更契約の締結についての2議案 を、一括して提案説明をさせていただきます。

最初に議案第15号、工事請負変更契約の締結についてであります。 本件は、平成26年5月7日、枝園建設株式会社、代表取締役、枝園和幸 氏と6億1,560万円で契約をし発注いたしました平成26年度、多度津町 消防新庁舎建設工事でございます。

変更内容についてご説明をいたします。

増額部分として、建屋基礎掘削の地質変更によるもの及び、ホースポール位置の変更ならびに電動化、掲示板の仕様変更によるもの、また、仮眠室のロッカーの追加、カーテン、ブラインドの追加等によるものでございます。

減額部分として、訓練用放水壁のとりやめ、災害掲示板の仕様変更、 また花壇のとりやめ等であります。

件名、平成26年度多度津町消防新庁舎建設工事の当初契約金額6億 1,560万円に対し、契約変更金額として1,231万2,000円を増額しよう とするものであります。

参考までに請負比率は95%でございました。

引き続きまして、議案第16号、同じく工事請負変更契約の締結について提案説明させていただきます。

本件は、平成25年9月27日、株式会社合田工務店、代表取締役、森田 紘一氏と21億5,250万円で契約し発注いたしました平成25・26年度多 度津町立多度津中学校改築工事でございます。

変更の内容につきましてご説明をいたします。

増額部分といたしまして、基礎部分の排水計画で、調査時点の地下水位想定より高い地下水位が確認をされたため、各棟間での集約排水方式から、各棟毎のピットより個別排水方式に変更したためと、普通教室の調光機器の設置、鳩対策、屋外散水栓の追加また、1階ホール階段の縦格子手摺をパネルに変更、ウォータークーラーの設置、体育館

の新設校歌銘盤の取り付け費、及び育成センター南側の道路拡張に伴います外構費などを計上いたしております。

減額部分としては、設計VE(コスト削減協議)の中で、空調ドレン管材等、各種管材の材料比較の再検討、集合化をはかり、教員控え室の空調設備のとりやめや多目的トイレの仕様変更、換気設備等の削減を図りました。

件名、平成25・26年度多度津町立多度津中学校改築工事の当初契約金額21億5,250万円に対し、契約変更金額として1,404万円を増額しようとするものでございます。

尚、この変更部分のみ8%の消費税率となりました。

参考までに請負比率は97.41でございました。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をもとめるものであります。

以上簡単ではございますが、議案第15号及び議案第16号、工事請負変 更契約の締結についての2議案についてよろしくご審議賜りますよう お願いして、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

議案第17号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長前原君。

消防長(前原 成俊)

おはようございます。

議案第17号、物品購入契約の締結についてにつきまして、提案説明を 申し上げます。

本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、次のとおり物品購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

物品名は、多度津町消防新庁舎建設に係るオフィス家具でございます。

納入場所は、多度津町大字青木951-8(多度津町消防新庁舎)でございます。

取得の方法は、11社による指名競争入札でございます。

取得金額は、934万2,000円でございます。

うち消費税額は、69万2,000円でございます。

参考までに落札比率は、67.20%でございます。

納入業者は、香川県仲多度郡多度津町本通一丁目2番22号、有限会社スミョシ、代表取締役、住吉昭男でございます。

また、参考資料といたしまして裏面に仮契約書及び明細書を添付しております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、議案第17号、物品購入契約の締結について、につきましての、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第18号、物品購入契約の締結について、議案第19号、 物品購入契約の締結について、提案説明の都合上、一括議題と致しま す。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長 岡君。

教育課長(岡 敦憲)

おはようございます。

議案第18号及び第19号を一括して提案させていただきます。

議案第18号、物品購入契約の締結について、提案説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第3条の規定により、次のとおり、物品購入契約を締結すること について、議会の議決を求めるものでございます。

物品名につきましては、平成26年度多度津中学校改築に伴う備品調達 (普通教室・管理諸室等備品)でございます。

納入場所につきましては、多度津町立多度津中学校。

取得方法につきましては、11社による、指名競争入札でございます。 取得金額は、1,069万2,000円で、うち消費税が79万2,000円含まれて おります。

参考までに、落札比率は、48.77%となっております。

納入業者は、香川県仲多度郡多度津町仲ノ町3番32号、有限会社勉強堂、代表取締役、住吉吉三郎でございます。

また、参考資料として、裏面に仮契約書を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第18号、物品購入契約の締結について、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、同じく、物品購入契約の締結について、提 案説明を申し上げます。

本件も、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第3条の規定により、物品購入契約を締結することについて、議 会の議決を求めるものでございます。

物品名につきましては、平成26年度多度津中学校改築に伴う備品調達 (特別教室等備品)でございます。

納入場所につきましては、多度津町立多度津中学校。

取得方法につきましては、11社による指名競争入札でございます。

取得金額は、1,398万6,000円で、うち消費税が103万6,000円含まれて おります。

参考までに、落札比率は、59.72%となっております。

納入業者は、香川県仲多度郡多度津町本通一丁目2番22号、有限会社スミョシ、代表取締役、住吉昭男 でございます。

また、参考資料として、仮契約書を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第18号、及び第19号、物品購入契約の締結について、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります

日程第16、議案第20号、香川県市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更につい て、議案第21号、香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少に伴う財産処分について、提案説明の都合上、一括議題と致 します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長(高嶋 好弘)

議案第20号及び議案第21号の2議案につきましては、関連がありま すことから一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第20号、香川県市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について の提案説明を申し上げます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が平成27年3月31日をもって、解散することに伴い、香川県市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することにつきまして、香川県市町総合事務組合規約の一部

を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させて頂きます。 2ページから5ページの香川県市町総合事務組合規約新旧対照表をご覧 ください。

2ページの別表第1及び3ページの別表第2中、「三豊総合病院企業団、 土庄町小豆島町環境衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改め、 5ページの別表第3の6の項中「伝法川防災溜池事業組合、土庄町小豆 島町環境衛生組合」を「伝法川防災溜池事業組合」に改めようとする ものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、平成27年4月1日から施行しようと するものでございます。

続きまして、議案第21号、香川県市町総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の減少に伴う財産処分についての提案説明を申し上げま す。

平成27年3月31日をもって、香川県市町総合事務組合から土庄町小豆島町環境衛生組合が脱退することに伴う財産処分の方法につきまして、地方自治法第289条の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから、同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成27年3月31日をもって、香川県市町総合事務組合負担金条例第13条及び第15条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することになる場合においては、香川県市町総合事務組合財政調整基金に関する条例第5条第2号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うこととするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号及び議案第21号の2議案の 提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第17、議案第22号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長 岡部君。

政策企画課長(岡部 登)

おはようございます。

議案第22号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴い、これに合わせて同組合規約の関係部分を変更するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。 3ページをご覧ください。

先ず、第3条において第6号を削除し、それに伴う号ずれを修正、更に、第11号として「広域行政の推進に資する次に掲げる事業の実施に関すること」、「ア、関係市町区域内における定住・交流の促進に関する事業」、「イ、関係市町職員の人材育成に関する事業」を加えるものであります。

次に、第11条から第13条を削除し、それらに伴う条ずれ等による条項 整備を行うものであります。

これらのことについて、地方自治法、第286条第1項の規定により、関係市町と協議の上、同組合規約の一部変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

2ページをご覧ください。

附則として、この規約は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第18、議案第23号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長

町長(丸尾 幸雄)

議案第23号、教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げて参ります。

現在、多度津町教育委員会委員であり、多度津町教育長の田尾勝氏

は、平成26年12月15日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を多度津町教育委員会委員に任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

田尾氏は、多度津町大字南鴨76番地4にお住まいで、昭和25年9月23日 生まれの64歳でございます。

また、氏は、昭和48年から永年にわたり中学校教諭として奉職され、 平成23年3月に琴平町立琴平中学校校長を最後に退職され、同年4月に 香川県教育会進路指導研究部に勤務され、同年9月から多度津町教育 委員に任命されております。

人格は高潔で、多度津町教育長といたしまして教育行政に非常に熱心 に取り組んでいただいております。

今後におきましても、教育行政はもとより町行政全般にわたり誠意を 持って取り組んでいただけるものと思っております。

なお、任期は、平成26年12月16日から平成30年12月15日まででございます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いま すが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第14号および、議案第17号から第22号の20議案につきまして、これを総務教育常任委員会に、また、議案第15号および、第16号の2議案を建設産業民生常任委員会に、付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、22議案を会期中の総務教育常任委員会及び、建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

散会 午前11時09分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため ここに署名捺印する。

平成26年12月8日第4回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書 記

平成26年第4回多度津町議会定例会議事日程

12月8日(月)午前9時02分開議

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 諸般の報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 町長報告
- 日程第 4. 議案第 1号 専決処分の承認について(平成26年度多度津町 一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 5. 議案第 2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について
 - 議案第 3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について
 - 議案第 4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について
 - 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例(案)の制定について
- 日程第 6. 議案第 6号 多度津町防災会議条例の一部を改正する条例 (案)の制定について
 - 議案第 7号 多度津町災害対策本部条例の一部を改正する条 例(案)の制定について
- 日程第 7. 議案第 8号 多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の制定について
- 日程第 8. 議案第 9号 平成26年度多度津町一般会計補正予算(第4号) について
- 日程第 9. 議案第10号 平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正 予算(第2号)について
 - 議案第11号 平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営 診療所補正予算(第2号)について
- 日程第10. 議案第12号 平成26年度多度津町特別会計公共下水道補正予 算(第1号)について
- 日程第11. 議案第13号 平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正 予算(第2号)について

日程第12. 議案第14号 平成26年度多度津町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第13. 議案第15号 工事請負変更契約の締結について(平成26年度 多度津町消防新庁舎建設工事)

> 議案第16号 工事請負変更契約の締結について(平成25・ 26年度多度津町立多度津中学校改築工事)

日程第14. 議案第17号 物品購入契約の締結について

日程第15. 議案第18号 物品購入契約の締結について 議案第19号 物品購入契約の締結について

日程第16. 議案第20号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について

議案第21号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の減少に伴う財産処分について

日程第17. 議案第22号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

日程第18. 議案第23号 教育委員会委員の任命について